

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（成年被後見人等）の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する（180法律程度）。

(1) 公務員等：国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2) 士業等：弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3) 法人役員等：医療法（医療法人）、信用金庫法（信用金庫）等

⇒原則として役員の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4) 営業許可等：貸金業法（貸金業の登録）、建設業法（建設業の許可）等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5) 法人営業許可等⇒上記（4）と同様

【施行期日】 ①欠格条項を削除するのみのもの⇒原則として公布の日

②府省令等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から3月

③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から6月

④上記により難しい場合⇒個別に定める日